

西周王朝の財政

三 輪 健 介

はじめに

ある國家や王朝の財政がどのようなようになっていたのかという問題は、洋の東西、時代にかかわらず重要な研究対象の一つである。しかし、西周王朝の財政について考察を行った論考は極めて少数である。^①

この問題について考察を行った沈長雲「金文所見西周王室經濟」^②は、周王家室の事務と邦國の政事には區別があり、西周王室の私有經濟は周王自身が任命した家宰により管理されるという。そして、王室經濟を内と外に分け、王室經濟の内にあるのは各宮室が集めた臣妾百工が従事する手工業で、その外にあるのは王畿東西南北の鄙の藉田・山林・陂澤・牧場・園圃等といった農牧業であると指摘している。また、王室収入の重要な來源は、各地から周王室へ献上された貢賦で、それは王室經濟の間接組成部分であったと考えている。

西周王朝の財源について沈長雲氏の説は、一、藉田からの収入、二、山林・陂澤・牧場・園圃等からの収入、三、各地から周王室へ献上された貢賦、の三つにまとめることができる。沈氏はそれらの収入を王室のための財源と考えている。また、張磊氏も、西周王室の必要とす

る重要な財源を山林澤牧（本稿にいう山林藪澤）に求め、『周禮』地官司徒にみえる司徒の屬官がそれを管理するという。^④ここで問題となるのは、沈氏が周王家室の事務と邦國の政治に區別があるとし、王室のための財源と國家を運営していくための財源は別であると考えている点である。

この問題については他の研究者にも言及があり、許倬雲氏は毛公鼎の銘文に「我邦」「我家」が竝列されており、當時の人の念頭では邦國と王室はすでに分離していることが分かるという。そして、漢代には宮中と府中の分野には明確な規定があり、大司農が國家財政を管理し、少府が王室の財務を管理していたとし、西周期の毛公鼎では邦家を分けて二つの單位にしているため、それは漢代の觀念の起源であると考えた。^⑤李峰氏は、「王家」は周王個人の家庭及び王家を維持する財産を指し、「王朝政府」は國家の統治機構を指すといひ、周王の財産と西周政府の制御する國家一般財産は分離していると考ええる。また、西周中期の王家行政管理の獨立により王家と王朝政府の二つの部分に分けられたとしている。^⑥

一方、朱鳳瀚氏は王家の政治と王朝の政治とは一緒になっており、

王家の事はすなわち國家の事であるといい、王家經濟は同時に王朝經濟であると考えている。⁽⁷⁾ 謝乃和氏は、西周金文に見える宰について考察し、宰は王室經濟を司るという。そして、册命金文中の宰系統の職官は周王の家臣であり、同時に册命を通した王朝の職官でもあるため、王家事務は王朝事務であるとしている。⁽⁸⁾

以上の先行研究では、研究者によって「財産」や「經濟」というように使用する用語が異なっているが、王家と國家とが各々獨立した財産を持ち、財産の運用や管理も王家と國家がそれぞれ別に行ったのか、という財政上の問題と共に、西周王朝の政治形態も問題となっている。前漢期には、財政が帝室財政（假に西周時代に區分があったとすれば、王室財政・王家財政といえよう）と國家財政とに區別されており、⁽⁹⁾ 果たして許倬雲氏がいわれるように、西周時代にもこのような區分があったのであろうか。

次章より、西周王朝の財政について王家財政と國家財政との區分の有無を中心に考察し、その後、王朝の財政収入について考察を進める。なお、各章の細部については各々検討を行う必要がある、その点において本稿は試論となっている。

第一章 西周王朝の財政管理

西周金文には周王の財産に係する言葉として、「王家」と「宰」が現れる。「王家」と「宰」については、松井嘉徳氏の研究があるが、本稿の必要な範囲でそれぞれが現れる銘文を確認しておく。⁽¹⁰⁾

蔡簋（集成2370・西周晚期⁽¹⁾）

佳（唯）元年既望丁亥、王才（在）減宥（居）、且、王各（格）廟、卽立（位）、宰召入右（佑）蔡、立中廷、王乎（呼）史年、册命（命）蔡、王若曰、蔡、昔先王既命（命）女（汝）乍（作）宰、嗣王家、今余佳（唯）隴（申）稟（就）乃令（命）、令（命）女（汝）眾召、胤疋（胥）對各（格）、死嗣王家外内、母敢又（有）不𨾏（聞）、嗣百工、出入（納）姜氏令（命）……

【唯れ元年既望丁亥、王、減居に在り。且に、王、廟に格り、位に卽く。宰召入りて蔡を佑け、中廷に立つ。王、史年を呼び、蔡に册命せしむ。王若く曰はく、蔡よ、昔、先王既に汝に命じて宰と作し、王家を嗣らしむ。今、余唯れ乃の命を申就し、汝と召とに命じて、對格を胤胥し、王家の外内を死嗣せしむ。敢て聞かざること有る母れ。百工を嗣り、姜氏の命を出納せよ。……】

先王の時、すでに蔡は宰に任命されて王家を司っており、今また、王家の外内を司ることが命ぜられている。宰召と宰蔡が同時に銘文に現れており、宰は同時に複数任命されていたようである。王が蔡に命じた「嗣王家」「死嗣王家外内」ということから、宰は王家と關係の深い職であったことが分かる。また、宰が王后であると考えられている「姜氏」の命を「出納」していることから、王后も王家の管理に係したと思われる。

宰獸簋（新收663、664・西周中期）

……王乎(呼) 内史尹中(仲)、册命宰獸曰、昔先王既命女(汝)、
今余唯或(又) 嚚(申) 稟(就) 乃命、更(廢) 乃且(祖) 考事、
胤嗣康宮王家臣妾、奠章(墟) 外入(内)、毋敢無韜(聞) 曆(智)
……

【……王、内史尹仲を呼び、宰獸に册命せしめて曰はく、昔、先王
既に汝に命ず。今、余唯れ又乃の命を申就し、乃の祖考の事を廢が
しめ、康宮の王家の臣妾を胤嗣し、墟の外内を奠め、敢て聞智す
る無き母れ。……】

「康宮王家臣妾」と記されているように康宮には王家が存在し、臣
妾が所屬していた。宰獸は康宮の王家に屬す臣妾を司ることを命ぜら
れており、臣妾とは奴隸のことである。

宰獸簋には「康宮王家」の語が見えているが、康鼎(集成2786・
西周中期或晚期)にも「唯三月初吉甲戌、王才(在) 康宮、爰(榮)
白(伯) 内(入) 右(佑) 康、王命、死嗣王家、易(賜) 女(汝) 幽
黄(衡)・攸(筮) 革(勒)」。【唯れ三月初吉甲戌、王、康宮に在り。
榮伯、入りて康を佑く。王、命ず。王家を死嗣せよ。汝に幽衡・筮勒
を賜ふ、と。】というように、「康宮」で王が康という人物に王家を
司ることを命じている。康宮の所在地については、伊簋に次のように
記されている。

伊簋(集成4287・西周晚期)

佳(唯) 王廿(二十) 又七年正月既望丁亥、王才(在) 周康宮、旦、

王各(格) 穆大室、即立(位)、嚚(申) 季内(入) 右(佑) 伊、
立中廷、北郷(嚮)、王乎(呼) 命尹封册命伊、胤官嗣康宮王臣妾・
百工……

【唯れ王の二十又七年正月既望丁亥、王、周の康宮に在り。旦に、王、
穆大室に格り、位に即く。申季入りて伊を佑け、中廷に立ち、北嚮
す。王、命尹封を呼び伊に册命せしむ。康宮の王の臣妾・百工を胤
官嗣せよ。……】

伊は王より周の康宮に屬す王の臣妾・百工を司ることを命ぜられて
いる。「周康宮」ということから、康宮は周に存在したことが分かる。
周は尹盛平氏によると、宗周・成周とは別地で、陝西省岐山縣・扶風
縣の岐周の地であるという¹⁴⁾。周の名稱については、周王の先人であ
る古公亶父が周地に邑を定めたため、周と號したことが『史記』周本
紀の『集解』に記述されている。周は例えば免簋(集成2620・西周
中期)に「大廟」とあり、さらに伊簋には「康宮」、師湯父鼎(集成
2786・西周中期)には「新宮」等と呼ばれる宮もあるように、多くの
儀禮の場が設けられた地でもあった¹⁵⁾。また、この銘文で確認できる「王
臣妾・百工」とは、「王家臣妾・百工」の省略形であると考えられて
いる¹⁶⁾。すなわち、康宮の王家には臣妾と百工が所屬しており、臣妾
は奴隸として奉仕し、百工は王家に必要なものを製作しているのであ
る。

「王家」は他に、大克鼎(集成2836・西周晚期)や望簋(集成4272・
西周中期)の銘文にも見える。望簋には「王乎(呼) 史年册令(命) 望、

死嗣畢王家。【王、史年を呼び望に册命せしむ。畢の王家を死嗣せよ。】とあり、畢の地にも王家が存在している。畢は『史記』周本紀に「九年、武王上祭于畢。【九年、武王、畢に上祭す。】とあり、『集解』に引く馬融が「畢、文王墓地名也。」というように、文王の墓所があった¹⁷⁾。王家の存在が確認できる場所は現在のところ、周の康宮と畢のみであるが、周王の祖先や宗族と関係の深い場所に置かれたようである¹⁸⁾。

以上は王家の事例であるが、次に「家」がどのようなものを表すのか確認する。「家」は耳尊（集成6007・西周早期）に「易（賜）臣十家」といい、頌壺（集成9731・西周晚期）に「成周寅（貯）廿家」というように、もともとは家族や家屋を指す言葉であった。このような「家」は周王臣下も保有していた。そして、「家」に財が属していたことが分かる事例がある。

卯簋蓋（集成4327・西周中期）

隹（唯）王十又一月既生霸丁亥、爰（榮）季入右（佑）卯、立中廷、爰（榮）白（伯）乎（呼）令（命）卯曰、截（在）乃先且（祖）考、死嗣爰（榮）公室、昔乃且（祖）亦既令（命）、乃父死嗣冝人、不盍（淑）、取我家宰（朱）、用喪……

【唯れ王の十又一月既生霸丁亥、榮季入りて卯を佑け、中廷に立つ。榮伯、呼びて卯に命じて曰はく、乃の先祖考に在りては、榮公の室を死嗣す。昔、乃の祖も亦既に命ぜられ、乃の父、冝人を死嗣す。不淑なりしとき、我が家の朱を取り、用て喪せしむ。……】

卯簋蓋には、卯の先人に不幸があった時、榮伯が卯に榮伯の家に属す朱を贈ったことが記述されており、家に属すものには動産も含まれていたようである。卯簋蓋の事例は、周王臣下の家についての記述であるが、周王に属す家である王家にも動産が含まれていたであろう。

以上から、一、宰が王家を管理した、二、王后が康宮の王家を管理した、三、王家には臣妾・百工が属した、四、王家は周の康宮や畢といった歴代の周王と関係の深い地に存在していた、五、家はもともと家族や家屋を表した、五、家には財産が属した、とまとめることができよう¹⁹⁾。このように考えると、王家は周王の宗族を表し、また、宗族や祖先のための施設・人員・財産等を含む言葉であったといえる。

それでは、西周王朝の財政は王家財政と國家財政とに分離していたのであろうか。財政や財産が王家と國家とに二分されていたという説を唱えたのは、「はじめに」で確認したように、許倬雲氏と李峰氏である。この二名の説を検討してみる。

許倬雲氏の説は、前述したように、毛公鼎の銘文に邦と家に分かれて記述されていることを根拠としている。毛公鼎（集成2822・西周晚期）の銘文の該當部分には「命女（汝）辭（暨）我邦・我家内外」【汝に命じて我が邦・我が家の内外を暨めしむ。】とあり、周王が毛公に邦と家の内外を治めることを命じている。朱鳳瀚氏は毛公鼎の「我邦」は王畿地區を指す政治区域の概念であり、「我家」は王族を指すと考えている²⁰⁾。本稿でも王家は王の宗族を指すと考えた。よって、毛公鼎の銘文から許倬雲氏の説のように財政が区分されていたということはいできない。

次に李峰氏の説について検討してみる。李峰氏は周王の財産と國家の財産とに區分があるという根據として、一、宜侯矢簋銘文に見える「王人」は、宜侯に賜われたその他數種の奴僕と區別があり、周王個人の所有に屬す、二、毛公鼎銘文の「朕執事」は王朝政府中の官員と異なり、明らかに周王に直接服務する内臣を指す、という二點を挙げている。²¹⁾

一 について、宜侯矢簋（集成 3330・西周早期）の銘文を確認すると、矢は宜への移封の際に王より「才（在）宜王人十又七生（姓）」「奠（鄭）七白（伯）」「盧□（千）又五十夫」「宜庶人六百又□（十）六夫」を賜われている。「王人」は元來、宜に居住しており、その下に宜の庶人が隸屬していたと考えられる。鄭七伯はもと鄭に居住しており、矢の移封の際に「盧□（千）又五十夫」と共に矢に與えられて宜に移住した。「王人」は留鼎（集成 3338・西周中期）にも見え、その銘文には留が厖から庶人五夫を買った際、その支拂い方法を巡る争いが記されている。留は厖を邢叔に訴え、裁判が行われることになり、「井（邢）叔曰、才（在）王人廼賣用徵、不逆付留、毋卑（俾）貳于厖」【邢叔曰はく、王人に在りて廼ち賣るに徵を用てするも、留に逆付せず。厖に貳すること毋からしむ。】と、邢叔は述べている。「毋卑（俾）貳于厖」（厖に契約違反するようなことをさせてはいけない）ということから、留と庶人を賣る契約をしたものの引渡しを行わなかった「王人」は厖であることが分かる。厖は庶人を留に賣るように、采邑主であろう。このように考えると、王人とは周王個人に屬すというよりは、周王の臣下という意味であると思われる。

二 については、李峰氏のいわれるように周王臣下を王朝政府中の官員と周王に直接服務する内臣に分けることができるのであろうか。この點について考えてみると、西周王朝において臣下への官職任命は基本的に周王によって行われる。宰は前述したように、蔡簋に「王乎（呼）史年、册令（命）蔡」とあり、宰獸簋に「王乎（呼）内史尹中（仲）、册命宰獸」とあるように、册命によって官職に任命されている。册命による宰以外の官職任命を記した金文の用例を見ると、次のようになる。

揚簋（集成 4294・西周晚期）

佳（唯）王九月、既省（生）霸庚寅、王才（在）周康宮、旦、各（格）大室、卽立（位）、嗣徒單伯内（入）右（佑）揚、王乎（呼）内史史年册令（命）揚、王若曰、揚、乍（作）嗣工、官嗣量田佃（甸）、眾嗣位（居）、眾嗣芻、眾嗣寇、眾嗣工司（事）……

【唯れ王の九月、既生霸庚寅、王、周の康宮に在り。旦に、大室に格り、位に卽く。嗣徒單伯、入りて揚を佑く。王、内史史年を呼び、揚に册命せしむ。王若く曰はく、揚よ、嗣工と作り、量田の甸と嗣居と嗣芻と嗣寇と嗣工の事を官嗣せよ。……】

揚簋では、王が揚に册命して、嗣工に任命し、「量田の甸と嗣居と嗣芻と嗣寇と嗣工の事を官嗣」という職掌を與えている。このような官職任命とその職掌が同時に記述された銘文はあまり見られず、具體的職掌の指示のみを記述した銘文が多い。職掌は「嗣」「官嗣」「親

「嗣」等といった言葉で指示がなされるが、それぞれの細かな違いは不明である。職掌の内容には、土地や人の管理・軍事・祭祀・儀禮等を擧げることができるが、その職掌の内容を周王のため、もしくは國家のためと區別することは難しい。これは、周王の行為や命令は全て西周王朝の政治に直結するためである。²³ 宰も揚が任命された嗣工も册命によって周王より任命されていた。よって、確かに李峰氏がいわゆるように、周王に服務する者もいたであろうが、それは周王の命令による職掌の違いではない。そうすると、財政や財産も王家と國家に分かれていたとは考え難い。

許倬雲・李峰兩氏の説を検討し、西周王朝の財政や財産は、王家と國家に區別することはできないことを確認した。それと同時に、王家と國家の事務や政治も分離していたと考える必要はないのである。

第二章 王畿内の財源

殷周時代、人々が居住する場所は邑と呼ばれ、その規模は大小様々であった。林漢氏によると、人々が居住する邑は、中心邑である都とそこに従属する多數の鄙に分化し、一つの都鄙を構成した。國とは、このような都鄙がさらに多數集まって構成されたものであるという。²⁴ 他に都市國家や邑制國家などの呼び方もなされているが、邑が中心となることには變わりがない。²⁵ 都邑・鄙邑の周邊には耕地・牧場・森林・漁獲の場があり、その邑に居住する人々の生計を維持した。王畿内の各都鄙は周王や采邑主や邦君等によって支配されていた。鄙邑に居住する人々の場合、耕地や自然からの收穫物は一部が徴收されてその鄙

邑から都邑に集積され、更に都邑から宗周といった周の都に集積される。都邑においても同様に、居民の收穫物の一部が徴收され、鄙邑から徴收された收穫物と共に周の都に集積された。西周王朝はこれらの自然經濟に依據して國家を運営していくのである。

西周王朝の王畿内²⁶の財源は、農地からの穀物が中心となっていた。『詩經』豳風七月には「十月納禾稼、黍稷重穰、禾麻菽麥。」【十月、禾稼を納る。黍・稷・重・穰、禾・麻・菽・麥。】というように、庶人から領主に納められる穀物が歌われているが、周王も穀物の収入があったことは同じである。しかし、農地からの収入については、井田制や藉田等、問題が多岐に渡るため、穀物の収入があったことのみ、ここで確認しておく。

穀物以外の財源で大きな部分を占めたのが山林藪澤の收穫物である。山林藪澤の税が春秋後期から戰國期にかけての専制君主權力形成過程における財政基盤として重要なものであったこと明らかにしたのは、増淵龍夫「先秦時代の山林藪澤と秦の公田」²⁷である。増淵氏は、春秋後期から戰國期にかけての氏族制的邑制國家から専制的領域國家への變貌の過程において、従来、祭祀と軍事とを共同にする邑制的共同體の規制下において族人の利用も許されていた山林藪澤は、次第にその共同體の長たる君主個人の家産として排他的に専取されて行き、専制君主權力形成のための重要な經濟的基盤に轉化して行くと指摘した。すなわち、専制君主權力形成の經濟的基盤による農民支配の他、山林藪澤の産物の商業交易や山林藪澤の開墾による公田經營等に求めたのである。その研究の中で殷周期の山林藪澤への言及があ

り、西周時代の山林藪澤は邑の氏族にとっては重要な経済的意味をもつものであり、氏族制的邑共同體の長の把握するなんらかの規制権のもとに諸氏族成員の利用がなされていたという。

重近啓樹氏は、西周時代から前漢後期・後漢代までの山林藪澤の歴史の變遷を考察する。重近氏は、山澤には君主によって所有される地の他に、民の自由な利益が許される開放的な地があり、このような地を君主の資産地と區別して「一般山澤」と略稱している。⁽²⁸⁾越智重明氏は、山澤は入會地的性格をもっていたと指摘している。⁽²⁹⁾

先行研究が明らかにしているように、山林藪澤は西周時代の財政にとつて、また、それ前後の時代の財政にとつても無視することができない収入源の一つとなっている。⁽³⁰⁾西周時代、庶人も山林藪澤を利用することはできたが、周王による管理も既に行われていたことが推測される。その管理を行うために置かれたのが虞を中心とする官職である。虞は傳世文獻・金文ともに確認することができ、『周禮』では山虞⁽³¹⁾と澤虞⁽³²⁾とに分けて記述されている。山林藪澤を管理する官職を置いたのは、前述したように西周時代の經濟は自然からの收穫物に依存しており、周王や貴族から庶人に至るまで何らかの形で山林藪澤を利用する必要があったからである。山林藪澤から採取した收穫物は、そのまま使用する他、銅や木材等のようにそれを加工して使用することも多くあった。

西周時代、山林藪澤は周王によってどのように管理や利用がなされたのであろうか。はじめに金文に記される山林藪澤を管理する官職を確認していく。

同墓(集成4270・4271・西周中期)

佳(唯) 十又二月初吉丁丑、王才(在) 宗周、各(格) 于大廟、爰(榮) 白(伯) 右(佑) 同、立中廷、北鄉(嚮)、王命同、差(佐) 右(佑) 吳(虞) 大父、嗣易(場)・林・吳(虞)・牧、自洸東至于河、卒(厥) 逆(朔) 至于玄水、世孫孫子子、差(佐) 右(佑) 吳(虞) 大父、母女(汝) 又(有) 閑、對揚天子卒(厥) 休、用乍(作) 朕文(考) 夷(惠) 中(仲) 障寶設、其邁(萬) 年、子子孫孫永寶用

【唯れ十又二月初吉丁丑、王、宗周に在り。大廟に格る。榮伯、同を佑けて中廷に立ち、北嚮す。王、同に命じて、虞大父を佐佑け、場・林・虞・牧を嗣らしむ。洸より東して河に至り、厥の朔(北)は玄水に至る。世孫孫子子、虞大父を佐佑けよ。汝、閑有ること母れ、と。天子の厥の休に對揚して、用て朕が文考惠仲の障寶設を作る。其れ萬年、子子孫孫永く寶用せよ。】

この銘文では、王が同に虞大父を助けて、場・林・虞・牧を司ることを命じている。虞以外の山林藪澤を管理する官職である場・林・牧の職掌について、『周禮』から推測すると、場は場人⁽³³⁾、牧は牧人⁽³⁴⁾、林は林衡⁽³⁵⁾であると考えられている。虞大父の「虞」については、地名であるとも考えられるが、後述する迷盤に四方の虞・林を管理する虞の職にある「虞迷」という人物が現れているおり、虞大父も場・林・虞・牧を管理しているため、官職名の可能性が高い。「自洸東至于河、卒(厥) 逆(朔) 至于玄水」とは、同の職掌を行うべき領域を

指している⁽³⁶⁾。その領域は周王の直轄地であるのか、貴族の采邑をもこの内を含むものかは分からない。しかし、同が虞大夫を助けて管理したのは、ある一つの邑のみでなく、邑を多数その内を含み、一定範圍の廣さをもつ土地の山林藪澤であるということができる。

南宮柳鼎（集成 2805・西周晚期）

……王乎（呼）乍（作）册尹、册令（命）柳、嗣（司）六白（師）牧・陽（場）大吝（友）、嗣義夷陽（場）甸史（事）……

【……王、作册尹を呼び、柳に册命せしむ。六師の牧・場・大友を嗣り、義夷の場・甸の事を嗣れ。……】

「六師」は、盞方尊（集成 6013・西周中期）に「王册令（命）尹、易（賜）盞赤市・幽亢（衡）・攸（筮）勒、曰、用嗣六白（師）王行・參又（有）嗣・嗣土・嗣馬・嗣工」【王、尹に册命し、盞に赤市・幽亢・筮勒を賜はしめて、曰はく、用て六白の王行・參有嗣、嗣土・嗣馬・嗣工を嗣れと。】という。木村秀海氏によると、「六師」は王行（小子・師氏・虎臣・參有嗣の嗣土・嗣馬・嗣工を構成要素とする軍組織であったという⁽³⁸⁾。軍組織である「六師」には、參有嗣の嗣土・嗣馬・嗣工とともに牧・場・大友が置かれている。また、義夷の場・甸を司ることが命じられており、義夷とは地名であろうが、六師との関係は不明である。

免簠（集成 4240・西周中期）

佳（唯）十又二月初吉、王才（在）周、味喪（爽）、王各（格）于大廟、井（邢）弔（叔）有（佑）免、卽令（命）、王受（授）乍（作）册尹者（書）、卑（俾）册令（命）免、曰、令（命）女（汝）疋（胥）周師嗣敵（林）……

【唯れ十又二月初吉、王、周に在り。味喪、王、大廟に格る。邢叔、免を佑け、命に卽き、王、作册尹に書を授け、免に册命せしむ。曰はく、汝に命じて周師を胥けて林を嗣らしむ。……】

免簠では「林」を確認することができる。免は周師を助けて林を司るといふ職掌を命ぜられている。

免簠（集成 4226・西周中期）

佳（唯）三月既生霸乙卯、王才（在）周、令（命）免乍（作）嗣土、嗣奠（鄭）還敵（林）眾吳（虞）眾牧……

【唯れ三月既生霸乙卯、王、周に在り。免に命じて嗣土と作し、鄭還の林と虞と牧とを嗣らしむ。……】

免は嗣土となり、鄭還の林と虞と牧とを司ることを命ぜられている。この銘文からは、嗣土が山林藪澤を管理する職を司ったことが分かる。鄭還の「還」は苑と讀む⁽⁴⁰⁾、假借して園と讀む⁽⁴¹⁾、後代の縣の起源となる性格のもの⁽⁴²⁾、城市周邊の耕地・非耕地を含めた地區という説がある。元年師旂簠（集成 4279、4280、4281、4282・西周晚期）の銘文「王乎（呼）乍（作）册尹克册命師旂、曰、備（備）于大左、官嗣豐還左

右師氏」【王、作册尹克を呼び、師旃に册命せしめて曰はく、大左に備はり、豊還の左右師氏を官嗣せよ。】には、「豊還」が見えており、そこには「左右師氏」という軍隊が置かれている。還とは後代の縣に繋がるもの、あるいは周王の直轄地のようなものであると思われる。そのような土地に林・虞・牧が置かれているということは、周王は嗣土を通して林・虞・牧を管理し、直轄地の山林藪澤を支配しようとしているのである。

虞は他に、散氏盤にも見えている。散氏盤には矢に所屬する者が散の土地を侵害し、その賠償として土地の譲渡が行われたことが記されている。その際に、土地の實地検分が行われ、矢と散兩者から有司が派遣されているが、矢の有司が記された箇所を確認してみる。

散氏盤（集成10176・西周晚期）

……矢人有嗣、履田、鮮・且・微・武父・西宮衷、豆人虞巧（考）・象（麓）貞、師氏右省、小門人繇、原人虞葬、准嗣工虎・季・罍・豐父、唯（鴻）人有嗣刑巧（考）、凡十又五夫……
【……矢人の有嗣、田を履むもの、鮮・且・微・武父・西宮衷、豆人の虞考・麓貞、師氏の右省、小門人の繇、原人の虞葬、准嗣工の虎・季・罍・豐父、鴻人の有嗣刑考、凡十又五夫。……】

「豆人虞考」「原人虞葬」のように、矢邑に従屬する鄙邑であると思われる。豆・原の虞が見られる。また、「象（麓）貞」についても、白川静氏は、象は麓であり、林衡などの屬であろうという⁴⁴。散氏盤に

は矢を支配する矢王という者が現れており、周王以外の領主の支配する土地にも虞や麓といった山林藪澤を管理する職が存在したことが分かる。

さらに、虞の重要性が分かる銘文がある。

迷盤⁴⁵（新收757133・西周晚期）

……王若曰、迷、不（丕）顯文武、雁（膺）受大命（命）、匍有四方、制（則）繇（舊）佳（唯）乃先聖且（祖）考、夾鍋（召）先王、彝（勳）莖（勤）大令（命）、今余佳（唯）丕（經）乃聖且（祖）考、隴（申）京（就）乃令（命）、令（命）女（汝）疋（胥）爰（榮）兌、胤嗣四方吳（虞）・替（林）、用宮御、易（賜）女（汝）赤市・幽黃（衡）・攸（筮）勒……

【……王若く曰はく、迷よ、丕顯なる文武、大命を膺受し、四方を匍有してより、則ち舊^{もと}唯れ乃の先聖祖考、先王を夾召し、大命に勳勤す。今、余唯れ乃の聖祖考に經^{のつと}り、乃の命を申就し、汝に命じて榮兌を胥け、四方の虞・林を胤嗣せしむ。宮御に用るよ。汝に赤市・幽衡・筮勒を賜ふ、と。……】

「胤嗣四方吳（虞）・替（林）」というように、迷は「四方」の虞と林を司ることを命じられている。迷は、四十二年迷鼎（新收74512・西周晚期）等の銘文では「吳（虞）迷」と呼ばれており、虞の職にあつて四方の虞を司っている。四方とは、諸侯や淮夷・東夷といった異民族の住む土地である。迷盤に記述されるように、王畿外の山林藪澤を

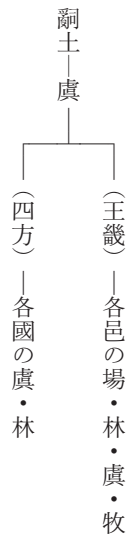
管理する虞を王畿内で管理した虞が存在したということは、虞という官職は『周禮』等の傳世文獻から考えられる以上に重要な職であったことを示しているといえよう。

「用宮御」の「御」とは、『荀子』大略「天子御珽、諸侯御茶、大夫服笏、禮也。」【天子は珽を御し、諸侯は茶を御し、大夫は笏を服するは、禮なり。】の楊倞の注に「御・服、皆器用之名、尊者謂之御、卑者謂之服。御者、言臣下所進御也。」【御・服、皆器用の名、尊者之を御と謂ひ、卑しき者之を服と謂ふ。御は、臣下の進御する所を言ふなり。】という。王宮で使用するものに用いよという意であり、四方の山林藪澤からの収入の用途が指示されている。

ここまで、西周金文に記述される山林藪澤を管理する官職を確認した。伊藤道治氏は、南宮柳鼎にみえる牧・場・虞などは、官職とするのが一般的な考え方であるが、本来は、牧畜、果樹、山澤などによって生活していた集團の長であったのではないかという。そして、牧・場・虞などは支配の過程において、その長を官職化したものであろうと考えている。⁴⁶しかし、虞については、上述したように同簋に「虞大父」が見え、それは周王に任命されて就いた官職であると考えられるため、「虞大父」の虞は恐らく伊藤氏のいわれる山林等を直接管理して作業にあたる者というよりは、それらの者を管理する職であろう。同簋には虞大父を同が助け、ある領域内の複数の邑に置かれた場・林・虞・牧を司ったとあるため、このように考えると、同じ虞職にあるとしてもそこには上下関係があったと思われる。散氏盤にいう「豆人虞考」「原人虞苻」や同簋の同が司るべき「場・林・虞・牧」等が、伊藤氏のい

われる集團の長であった可能性がある。

虞についての議論を整理すると、免簠・散氏盤・逖盤の銘文から、虞は王の直轄地から領主の支配する鄙邑、さらには四方の地に至るまで、それぞれに存在したことが分かる。⁴⁷免簠では、嗣土の下に虞が置かれており、同簋や逖盤に見える山林藪澤を管理する他の官職との記述と併せて考えると、次のような関係が推測される。



このように、周王は嗣土と虞を通じて王畿内外の山林藪澤を一元的に支配しようとしていたことが分かる。

次に、周王による山林藪澤の利用について確認する。西周時代の山林藪澤は、苑囿の設置による圍い込みがすでに始まっていた。

諫簋（集成 2895・西周晚期）

隹（唯）五年三月初吉庚寅，王才（在）周師泉宮，旦，王各（格）大室，殷（卽）立（位），嗣馬共右（佑）諫，入門，立中廷，王乎（呼）内史年册命諫曰，先王既命女（汝）覲嗣王有（囿）……

【唯れ五年三月初吉庚寅、王、周の師泉の宮に在り。旦に、王、大室に格り、位に卽く。嗣馬共、諫を佑けて、門に入り、中廷に立つ。王、内史年を呼び諫に册命せしめて曰はく、先王既に汝に命じて王囿を覲嗣せしむ。……】

諫は以前、先王に命じられて王囿を司ったことが記されている。王囿とは、王が所有する苑囿であろうが、どのような規模であり、同じようなものが複数存在したのかについては不明である。伊藤道治氏は、恐らくある一個所の王囿全體を管理したものであらうと推測している⁴⁸。諫は苑囿の管理を命じられているが、具體的な官職に任命されたという記述はない。

周の都の一つである荜京の辟雍も苑囿の機能を果たしていたと考えられる⁴⁹。

麥方尊（集成2015・西周早期）

……雩若二月、侯見于宗周、亡述（尤）、迨（會）王饗荜京彫祀、

雩若翌日、才（在）壁（辟）黼（雍）、王乘玃（于）舟、爲大豐（禮）、王射大鴈（鴻）禽（擒）、侯乘玃（于）赤旅舟、從、死威、……

【……雩若に二月、侯、宗周に見ゆるに、尤亡し。王の荜京に饗して彫祀するに會ふ。雩若に翌日、辟雍に在り。王、舟に乗り、大禮を爲す。王、大鴈を射て擒ふ。侯、赤旅舟に乗り、從ひ、死威はる。

……】

「王乘玃（于）舟」「侯乘玃（于）赤旅舟」というように、「舟」の語が出てくることから辟雍には池があったことが分かる。辟雍での儀禮で王は舟に乗り、大鴈を射ていることから、池の周辺には鳥がいたようである。

伯唐父鼎（新收288・西周早中期）

乙卯、王饗荜京、王奉辟舟、臨舟龍、咸奉、白（伯）唐父告備（備）、王各（格）乘辟舟、臨奉白旂、用射綵・綵虎・貉・白鹿・白狼于辟池、咸奉、王蔑（蔑）曆（歷）、易（賜）秬鬯一卣・貝廿（二十）朋、對揚王休、乍（作）安公寶障彝

【乙卯、王、荜京に饗す。王、辟舟を奉し、舟龍に臨む。咸く奉す。伯唐父、備はるを告ぐ。王、格り、辟舟に乗り、臨みて白旂を奉す。用て綵・綵虎・貉・白鹿・白狼を辟池に射る。咸く奉す。王、蔑歴し、秬鬯一卣・貝二十朋を賜ふ。王の休に對揚して、安公の寶障彝を作る。】

荜京の「辟池」での射禮で、綵・綵虎・貉・白鹿・白狐といった動物が射られており、「辟池」とは辟雍の池のことであろう。荜京の辟雍では動物が飼われていた。老簋（新收1825・西周中期）では、王は荜京に在って「大澗（池）」⁵⁰で漁が行われ、老に「魚百」が賜われている。適簋（集成2017・西周中期）においても、同様に荜京の「大池」で漁が行われ適に鱗⁵¹が賜われており、井鼎（集成2720・西周早期或中期）では荜京の「寔池」で漁が行われ井（邢）に魚が賜われている。このように、荜京の辟雍には「大池」「寔池」と呼ばれる池があり、池やその周辺で魚・鳥・動物が飼われていた。このような動物は儀禮で用いられることその他、食用にもされ、臣下に賜與される等した。その他、周王の山林藪澤の利用の一つに田獵を擧げることができる。金文に記されるものとして、啓卣（集成5410・西周早期）に「王出

獸(狩)南山、叟(搜)邇(邇)山谷、至于上侯流(澆)川【王、出でて南山に狩りし、山谷を搜(捜)し、上侯の澆川に至る。】とあり、員方鼎(集成 2695・西周早期或中期)にも「唯征(正)月既望癸酉、西王獸(狩)于眡(視)畝(林)【唯れ正月既望癸酉、王、視林に狩りす。】とある。田獵は動物を狩獵するのはもちろん、軍事訓練も兼ねて行われた。さらには、獲物は祭祀等に用いられることもあり、田獵の参加者には小動物の分配が行われていた。

以上、周王による山林藪澤の利用と管理を確認した。しかし、このことが直ちに周王によってすべての山林藪澤が排他的に支配されたことを意味するのではない。前述したように、重近啓樹氏は民の自由な利益が許される開放的な地を「一般山澤」と呼び、越智重明氏は山澤は入會地的性格をもっていたと指摘しているが、庶人による山林藪澤の利用は傳世文獻で確認することができる。

『詩經』 豳風・七月

一之日于貉、取彼狐狸、爲公子裘。二之日其同、載纘武功。言私其
 縱、獻豸于公。

【一の日は貉を于へ、彼の狐狸を取り、公子の裘を爲る。二の日は
 其れ同まり、載に武功を纘ぐ。言に其の縱を私とし、豸を公に獻ず。】

六月食鬱及薁、七月亨葵及菽、八月剝棗。十月穫稻、爲此春酒、以
 介眉壽。七月食瓜、八月斷壺、九月叔苴。采荼薪樗、食我農夫。

【六月は鬱と薁とを食らひ、七月は葵と菽とを亨る、八月は棗を剝つ。

十月は稻を穫り、此の春酒を爲り、以て眉壽を介く。七月は瓜を食らひ、八月は壺を斷つ。九月は苴を叔ひ、茶を采り樗を薪にし、我が農夫を食ふ。】

『詩經』 豳風・七月には、豳に住む人々の一年の生活が歌われているが、ここに記されているように、各邑に居住する人々の山林藪澤の利用は禁止されてはいなかった。豳風・七月の前者の事例では、山林藪澤の動物を捕らえてその皮を使って公子の裘を作っているが、ここから山林藪澤の收穫物の領主への貢納が見てとれる。さらに、田獵で捕えた大きな獲物は領主に獻じ、小さな獲物は自分達のものとなったことも分かる。虞等の官職は、季節による時禁や收穫の制限等、山林藪澤に對してある程度の管理を行っており、收穫物の一部を徴収していたと思われる。

山林藪澤は庶人にも利用が認められていたが、『國語』には厲王期に山林藪澤の利を獨占しようとしたことが記述されている。

『國語』 周語上

厲王說榮夷公。芮良夫曰、王室其將卑乎。夫榮夷公好專利而不知大難。夫利、百物之所生也、天地之所載也、而或專之、其害多矣。天地百物、皆將取焉、胡可專也。

【厲王、榮夷公を説ぶ。芮良夫曰はく、王室其れ將に卑しからんとするか。夫れ榮夷公、利を専らにするを好みて大難を知らず。夫れ利は、百物の生ずる所なり、天地の載す所なり、而るに之を専らに

する或らば、其の害多し。天地の百物、皆將に取らんとす、胡ぞ專らにすべけむや。】

楊寛氏は、芮良夫の言にある「專利」とは、山澤の利の獨占であるという。⁽⁵³⁾ 榮夷公は山林藪澤の利を獨占して王室を富ませようとしたのであるが、芮良夫はそれに反対をしている。この結果、「諸侯不享、王流於虢。【諸侯享せず、王、虢に流さる。】(『國語』周語上)」というように、諸侯は離れ、厲王は國人によって虢に流されることになる。厲王の追放は、王が暴虐であったことが理由であるが、山林藪澤の利の獨占もその理由の一つとなっているのである。

本章で確認してきたように、周王は虞をはじめとする官職を通して貴族や庶人の山林藪澤の利用を管理し、山林藪澤の一部を苑囿として圍い込む等の一を行ない、西周王朝を運営していくための財源確保に努めたのである。

第三章 王畿外の財源

本章では、王畿外の地である四方からの収入について考察する。四方からの収入も、穀物の類と山林藪澤からの收穫物が中心であり、それらは諸侯や異民族によってもたらされた。このような四方の地からの貢納物は成周に集積されたことが、頌壺・兮甲盤の銘文から確認することができる。

頌壺(集成 9731・西周晚期)

佳(唯) 三年五月既死霸甲戌、王才(在) 周康邵宮、且、王各(格) 大室、卽立(位)、宰引右(佑) 頌、入門、立中廷、尹氏受(授) 王令(命) 書、王乎(呼) 史虢生、册令(命) 頌、王曰、頌、令(命) 女(汝) 官嗣成周賁(貯) 廿(二十) 家、監嗣新造(造) 賁(貯)、用宮御……

【唯れ三年五月既死霸甲戌、王、周の康邵宮に在り。且に、王、大室に格り、位に卽く。宰引、頌を佑けて、門に入り、中廷に立つ。尹氏、王に命書を授け、王、史虢生を呼び、頌に册命せしむ。王曰はく、頌よ、汝に命じて成周の貯二十家を官嗣し、新造の貯を監嗣せしむ。宮御に用ゐよ。……】

この銘文では、頌が王に成周の貯二十家と、新たに造られた貯を司ることを命ぜられている。「貯」とは「成周賁(貯) 廿(二十) 家」のように「二十家」という単位で数えられるものであり、穀物等を貯藏する倉庫の事である。⁽⁵⁴⁾ 貯に一旦保管された貢納物は、迷盤の記述と同様に宮御に用いられた。成周、すなわち洛陽付近は後の時代に敖倉等の糧倉群が置かれた地である。その後、隋唐時代に至っても糧倉が置かれており、重要な地であり続けた。⁽⁵⁵⁾

兮甲盤(集成 10174・西周晚期)

佳(唯) 五年三月既死霸庚寅、王初各(格) 伐厥(獵) 統(狃) 于罍廡、兮甲從王、折首執嚙(訊)、休、亡敗(愆)、王易(賜) 兮甲馬四匹・駒車、王令(命) 甲政(征) 讎(司) 成周四方賁(積)、

至于南淮戸（夷）、淮戸（夷）舊我貞晦（賄）人、母敢不出其貞・其責（積）・其進人、其責（貯）母敢不即師（次）即市、敢不用令（命）、則即井（刑）屨（撲）伐、其佳（唯）我者（諸）侯・百生（姓）、卒（厥）責（貯）母不即市、母敢或（又）入繚（蠻）宥（宥）責（貯）、則亦井（刑）、兮白（伯）吉父乍（作）般（盤）、其賈（眉）壽、萬年無疆（疆）、子子孫孫永寶用

【唯れ五年三月既死霸庚寅、王初めて格りて獵狝を罫慮に伐つ。兮甲、王に従ひ、折首執訊し、休せられ、惑うれひ亡し。王、兮甲に馬四匹・駒車を賜ふ。王、甲に命じて成周四方の積を征司し、南淮夷に至らしむ。淮夷は舊もと我が賈賄の人、敢て其の貞・其の積・其の進人を出ださざる母れ。其の貯は敢て次に即き市に即かざる母れ。敢て命を用ゐざれば、則ち刑に即き撲伐す。其れ唯れ我が諸侯・百姓、厥の貯、市に即かざる母れ、敢て蠻に入りて又貯を宥ぬすむこと母れ。則ち亦刑す。兮伯吉父、盤を作る。其れ眉壽、萬年無疆、子子孫孫、永く寶用せよ。】

銘文の前半は、兮甲が王に従って獵狝を伐ち、その功績により賞賜を受けたことが記されている。後半は、王が兮甲に「成周四方積」を徴収して南淮夷に至ることを命じている。成周には頌壺の銘文にあるように、倉庫があり、そこに四方からの貢納物が集められた。「積」は、『左傳』僖公三十三年「居則具一日之積。」居れば則ち一日の積を具ふ。】の杜預の注に「積、芻米菜薪」という。

「淮戸（夷）舊我貞晦（賄）人、母敢不出其貞・其責（積）・其進人」

と記述されることから、淮夷は舊來より周に貞と賄とを貢納する義務があったことが分かる。同様の言葉は後述する師寰簋にも「淮夷繇（舊）我貞晦（賄）臣」とある。「貞」は、帛もしくは帛と貝との合文という説がある。帛は絹織物のことであり、どちらの説でも意味は通じるが、ここでは帛と貝との合文と考えておく。たとえ帛と貝との合文で無くとも、貝が重要な貢納物の一つであったことには變わりない。ここでいう貝は寶貝のことであり、寶貝は賜與物や副葬品として多く用いられている⁽⁵⁶⁾。また、亢鼎（新收1439・西周早期）に「乙未、公大保買大亞于彙亞、才（財）五十朋」【乙未、公大保、大亞を彙亞に買ふ。財は五十朋。】とあり、品物の代金を貝で支拂ったのか、五十朋の価値のある物で交換したのかは分からないが、貝を基準にして品物の価値が決められている。このことは、貝は貨幣として用いられることもあった可能性を示している。寶貝について柿沼陽平氏は、現在、廣東省以南の南海に多く生息しており、中原への主たる流入経路は「（南海）↓東南海沿岸↓淮夷↓中原」であるという⁽⁵⁷⁾。「晦」について木村秀海氏は、賄に通じ、一般には泉帛穀粟のことであるが、晦（賄）は田を意符にしているので、田と關係ある穀粟のことであり、「其責（積）」の「積」も「晦」と同じであると考え⁽⁵⁸⁾。「進人」は、他の銘文には見えないが、歸帆方鼎（集成2725・2726・西周早期）に「進金」（貢納された銅）の語があり、「進」の義から考えると、奴隸のことではないかと思われる。

「其責（貯）母敢不即師（次）即市」は、淮夷が次（軍隊駐屯地）や市を通さずに交易することを禁止したことをいう。王畿から離れた

淮夷の地に置かれた軍隊駐屯地には、現地から食料等が供給されたようであるが、それが有償であるのか無償であるのかは不明である。さらに、周王は市を通して交易させることによって、そこから交易物の一部を徴収しようとしていたのであろう。また、「其佳(唯)我者(諸)侯・百生(姓)、卒(厥)賓(貯)母不即市」とあるように、諸侯や百姓も淮夷と同様に市に穀物等を供給せねばならなかったのである。

以上のように、帛と貝・穀物・奴隸等の貢納が四方の國々に對して義務づけられており、西周王朝の財政基盤の一つとなっているのである。王朝は貢納物の安定した供給を必要としたため、兮甲は直接淮夷の地へ赴いて貢納物の徴収と監督を行った。

このような貢納物の徴収は、他の銘文からも確認することができる。

駒父蠶蓋(集成 4464・西周晚期)

唯王十又八年正月、南仲邦父命駒父段(即)南者(諸)侯、達(率)高父見南淮尸(夷)、卒(厥)取卒(厥)服、莖(謹)尸(夷)俗、象(遂)不敢不苟(敬)畏王命、逆見我、卒(厥)獻卒(厥)服、我乃至于淮、小大邦亡敢不□具(俱)逆王命、四月、鬯(還)至于蔡、乍(作)旅蠶、駒父其邁(萬)年、永用多休

【唯れ王の十又八年正月、南仲邦父、駒父に命じて南諸侯に即き、高父を率ゐて南淮夷を見えしむ。厥れ厥の服を取り、夷俗を謹む。遂に敢て王命を敬しみ畏れずんばあらず。逆へて我に見え、厥れ厥の服を獻ず。我乃ち淮に至り、小大邦敢て□して俱に王命を逆へざることなし。四月、還りて蔡に至り、旅蠶を作る。駒父其れ萬年、

永く用て多休ならんことを。】

駒父は南諸侯の地に行き、高父を率ゐて南淮夷を巡察し、その服を徴収することが命ぜられている。服は、木村秀海氏によると、職と貢という二つの義があり、『淮南子』原道「四夷納職」【四夷は職を納る。】の高注に「職、貢也」とあるように、もとは同じものであるという。そして、周邦内にいる百官や邦外にいる諸侯が「職」、遠方にいる蠻夷は「貢」を以てそれぞれが王に服事するため、職・貢は「服」と呼ばれたと指摘している。⁵⁰⁾ 駒父のこのような行動は、南諸侯・南淮夷の地の安撫と貢納物の徴収等を目的としたものであろう。

土山盤(新收 1535・西周中期)

佳(唯)王十又六年九月既生霸甲申、王才(在)周新宮、王各(格)大室、即立(位)、土山入門、立中廷、北郷(嚮)、王乎(呼)乍(作)册尹册令(命)士、曰、于入萁侯、佶(出)遣(徵)蠶(都)・荆・尹服、眾大盧服・履服・六孳服、萁侯・蠶(都)・尹賓貝・金……
【唯れ王の十又六年九月既生霸甲申、王、周の新宮に在り。王、大室に格り、位に即く。土山、門に入り、中廷に立ち、北嚮す。王、作册尹を呼び士に册命せしめて曰はく、于に萁侯に入り、出でて都・荆・尹の服を徴し、大盧の服・履の服・六孳の服に眾べ、と。萁侯・都・尹、貝・金を資る。……】

土山は王より都・荆・尹・大盧・履・六孳の服を徴することを命ぜ

られている。これらの國は南淮夷と呼ばれるものであったようである。⁽⁸⁾
 「服」とは前述したように貢納物のことである。

兮甲盤・駒父盃蓋・士山盤には南淮夷の貢納について記述されているが、淮夷の動向は周にとって無視することができないものであった。

師寰簋(集成4313' 4314・西周晚期)

王若曰、師寰、夔(於)、淮尸(夷)繇(舊)我貞晦(賄)臣、今敢博(搏)昏(厥)衆段(夏)、反(返)昏(厥)工(貢)事(使)、弗速(蹟)我東或(國)、今余肇令(命)女(汝)、逵(率)齊币(師)・貞(紀)・𦉳(萊)・𦉳(尿)殿(殿)左右虎臣、正(征)淮尸(夷)、即賢(劾)昏(厥)邦獸(酉)、曰冉、曰簪、曰鈴、曰達、師寰虔不參(墜)、𦉳(夙)夜卹(恤)昏(厥)牆(將)事、休既又(有)工(功)、折首執嚙(訊)、無謀徒駘(馭)、馭(馭)孚(俘)士女・羊牛、孚(俘)吉金、今余弗段(遐)組、余用乍(作)朕後男鬪隣段、其萬年、子子孫孫、永寶用亨(享)

【王、若く曰く、師寰よ、ああ、淮夷は舊我が貞賄の臣、今敢て厥の衆夏を搏し、厥の貢使を返せしめ、我が東國に蹟あらざらしむ。今、余肇めて汝に命じ、齊師・紀・萊・𦉳を率ゐて、左右虎臣を馭とし、淮夷を征せしむ。即きて厥の邦酉、冉と曰ひ、簪と曰ひ、鈴と曰ひ、達と曰ふを劾す。師寰、虔しみて墜とさず。夙夜厥の將事を恤しみ、休にして既に功有り。折首執訊あり。無謀なる徒馭あり。士女・羊牛を馭俘し、吉金を俘る。今余、遐組せず。余用て朕が後男鬪の隣段を作る。其れ萬年、子子孫孫、永く寶用して享せよ。】

師寰簋には、昔からの貞賄の臣である淮夷が衆夏を攻撃し、兮甲盤等に見えるような貢納物を徴収するための使者を追い返し、東國に入らせなかったことを記述していると考えられる。それ故に、周王は齊等の諸侯の軍隊を動員して淮夷の討伐を行っている。この銘文には淮夷が周への貢納を拒否し、征伐を受けたことしか記述がないが、乖伯歸季簋(集成4331・西周晚期)には「佳(唯)王九年九月甲寅、王令(命)益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見、獻貞(帛)」【唯れ王の九年九月甲寅、王、益公に命じて眉敖を征せしむ。益公至り告ぐ。二月、眉敖至り見えて、帛を獻ず。】とあり、周によって征伐された者が周王に見えて貢納を行っている。師寰簋における淮夷も、乖伯歸季簋の眉敖と同様に周王に見えたのかまでは不明であるが、再び貢納を行う義務が生じたといえる。

このような淮夷ら異民族の貢納の拒否は、周への貢納が苛斂であったことと、周側の不法行為に起因する。上述した兮甲盤に「毋敢或(又)入繇(蠻)宓(宓)寅(貯)」(蠻夷の地に入りその蓄えたものを奪ってはいけない)といい、駒父盃蓋に「塋(謹)尸(夷)俗」(夷族の習俗を尊重する)というの、周側の淮夷等に對する不法行為を戒めてその習俗を尊重させた言葉であるが、このようなことを言わなければならぬところに、不法行為の常態化が窺える。

泉彘卣(集成5120・西周中期)に「王令(命)彘曰、馭、淮夷敢伐内國、女(汝)其旨(以)成周師氏戍于肆(固)自(師)」【王、彘に命じて曰はく、ああ、淮夷敢て内國を伐つ。汝其れ成周師氏を以て固師に戍れ。】とあるように、淮夷はたびたび周に對して反亂を起

こしている。その都度、周は淮夷の反亂を鎮壓しているが、その反亂の大規模なものが禹鼎（集成2833、2834・西周晚期）に見える鄂侯馭方の反亂であった。噩侯鼎（集成2810・西周晚期）によると、おそらくその反亂の前には鄂侯馭方は周と良好な関係にあった。しかし、その後、鄂侯馭方は南淮夷・東夷を率いて周の南國・東國を廣伐しており、一度は周の正規軍である西六師・殷八師を退却させたようである。この反亂は後に武公に軍を率いるように命じられた禹が鄂侯馭方を捕らえることによって鎮壓された。

以上のような西周王朝の淮夷に對する執拗なまでの關係維持の試みは、淮水流域や長江流域が周王朝にとって無視をすることができない重要な地域であったからである。⁶¹それは、先に挙げた帛等の貢納物の他に、この地方が銅の生産地であることと關係する。銅は青銅器・武器・農具の原料や賜與物として使用される重要なものであった。兮甲盤に見える「貢賄人」や周に貢納すべき「貢・積・進人」の中に銅が見られないのは、銅の産地が限られていたため、淮夷諸族の一般的な貢納物ではなかったからであろう。このことは金文で確認することはできないが、異民族によってはその居住する地方の特産物を周に納めていたという可能性が考えられる。銅はそのようなものの中の一つであったのであろう。

朱鳳瀚氏によると、大型の銅鑛脈の遺址は長江の中下流域に集中しているという。そして、遺址は數個の區域を形成しているとし、一、湖北大冶―陽新一帶（大冶銅綠山を典型遺址とする）二、廣西瑞昌及び周邊地區（瑞昌銅嶺遺址を典型とする）

三、安徽銅陵―南陵區域間
四、安徽滁州一帶

を擧げている。⁶²淮夷の中には、これらの銅の生産地付近に居住する者もいた。

朱鳳瀚氏はまた、西周の銅・錫の來源として、直接採掘・貢納・交換・略奪を考えている。

銅山で直接採掘を行った者について閻瀨收芳氏は、中國古代において山師集團が存在し、王權とは一應別個に銅鑛の採掘、冶煉に従事していたと推測している。⁶³しかし、銅山は西周王朝にとって生命線とでもいべき土地である。銅山の採掘は山師が行ったと考えてよいが、周王は王朝から役人を銅の産出地に派遣して、王權を及ぼそうとしていた可能性も考えてよい。また、上述した迷盤にみえる四方の虞・林を司る迷が虞として強大な権力を持つように見えることは、迷が任命された虞がこの地方から産出される銅の管理を行ったことと關係があるのかもしれない。

銅の貢納の事例として朱鳳瀚氏は、眉敖簋蓋（集成2855・西周晚期）の「戎獻金于子牙父百車、而易（賜）魯（魯）眉敖金十勺（鈞）」【戎、金を子牙父に獻ずること百車。而して眉敖に金十鈞を賜魯す。】を擧げているが、戎が周王ではなく、子牙父に金を献上する事例である。子牙父とは何者であるか不明である。周王に貢納された銅の事例としては、前述した歸夔方鼎の銘文「隹（唯）八月、辰才（在）乙亥、王才（在）荃京、王易（賜）歸夔進金」【唯れ八月、辰は乙亥に在り。王、荃京に在り。王、歸夔に進金を賜ふ。】の「進金」がそれであると考

えられる。しかし、銅の貢納の事例をこの銘文以外で挙げることは難しい。

略奪は上述の師寰簋に「馭（馭）孚（俘）士女・羊牛、孚（俘）吉金」というように、主に戦争時に行われており、ここでは奴隸にされるところと思われる土女や羊牛と共に、金を得たことを記述している。戦争によって手に入れた奴隸・家畜・銅なども西周王朝の財源となったであろうが、それらが必要であるから戦争を行うのではなく、淮夷などの異民族が反亂を起こしたためその懲罰といった側面の方が強いと思われる。

交換は、具体的に金文には現れないようであるが、周の諸侯や百姓と淮夷の間に交易があったことは、兮甲盤から推測することができる。四方の地からの貢納を確認してきたが、以上は周から見た東國・南國の事例である。禹に假託した『尚書』禹貢は中國を九州に分け、それぞれの貢納物を記述しているが、西周期の西國・北國も周に對して貢納を行ったことは推測することができる。しかし、金文では西國・北國の貢納の事例を明確に挙げることはできず、今後の史料の増加を待ちたい。

本章で確認したように、四方の地の諸侯や異民族も穀物と山林藪澤からの收穫物を王朝に貢納していた。迷盤では虞迷が四方の虞・林を司ることが命じられていたが、虞迷と成周の貯との関係は残念ながら不明である。四方の虞・林とは、諸侯國のみに置かれていたのか、淮夷をはじめとする異民族にも置かれていたのかは分からないが、兩者共に山林藪澤の管理を行っていたことは確かである。虞迷のような立

場の虞は、四方の虞・林を直接支配下に置いて管理していたというよりは、四方の虞・林がその地で集積した山林藪澤からの收穫物の貢納を管理していたのではなからうか。當時、周邦とも呼ばれていた西周王朝を統治していた周王が権力・權威を持ち続けることができたのは、四方からの貢納物の存在が大きかったということは、見逃すことができない点である。

おわりに

最後に本稿での検討をもとに、西周王朝の財政について付言しておきたい。周王が王朝を統治していくための費用は、第二章・第三章で確認したように、王畿内外から集められた。免簠では山林藪澤を管理した虞等の官職を嗣土が管理しており、戡簋（集成2955・西周晚期）では嗣土に任命された戡が「藉田」を管理している。さらに、揚簋では嗣工に任命された揚が「量田佃（甸）」等を管理していた。これらのことから、西周王朝全體の統治費用は嗣土・嗣馬・嗣工が屬す「參有嗣」の管理対象からの収入であることが分かる。「參有嗣」は王畿全體の収入を管理したと共に、迷盤の事例から分かるように、四方からの収入も管理した。迷盤や頌壺には収入を「宮御」に用いよという王の言葉が記されていたが、王宮や宗廟のための収入も、參有嗣によって管理されたと考えられる。すなわち、周王の日常生活のための王宮の財産・周王の宗族のための王家財産・西周王朝の統治費用等は參有嗣によってまとめて管理されていたことができる。以上のことから、西周時代の王朝の財政は、前漢期のように國家財政と帝室財

政には分けられていないことが確認できる。

周王は財産を、冊命や戦功による賜與等のかたちで臣下に再分配していた。官職任命や職事命令に付随する賜與物は、それを賜與することによって周王としての權威が保たれたのであろう。このことは臣下に對して財の再分配が出来なくなると周王の權力・權威が下降していくことを意味する。西周前期における寶貝賜與形式金文から、西周後期の官職車服策命形式金文への變化⁽⁶⁾という傾向は、象徴性の賜與物から具體的價值のある賜與物への變化という西周期の貴族の價值觀の變化があったといえる。それと共に、四方からの貢納物にも西周前期と後期とでは變化が生じていた可能性がある。

王畿内は周王の直轄地の他、大夫の采邑や邦君と呼ばれる領主の支配地も存在しており、全てが周王の土地ということではできなかった。そのため、必然的に王朝の財政収入には限界があり、その財政を補うための収入が四方の地からの貢納物であったということが出来る。王畿外には、諸侯や異民族が居住していた。周王は四方から貢納物を徴收し、その地を安撫するための命を帯びた者を派遣し、その一方で、四方の諸侯や異民族は周王に朝見したり貢納物を献上していた。このようにして、西周王朝は四方の諸侯や異民族との關係を保っていたと考えられる。その關係が不安定になるのが、四方の地で發生する反亂であった。四方の地の異民族、特に南淮夷や東夷は、西周王朝の要求や周側の人々の不法行為等に耐えきれなくなると、周に對してたびたび反亂を起こした。その都度、王朝は軍隊を派遣して反亂を鎮壓し、安定を取り戻さねばならなかった。

西周王朝の衰退・滅亡について、様々な要因が考察されている。その要因の一つとして、淮夷や玁狁といった異民族からの攻撃により、周と四方を結ぶ交通路や王畿内の交通路が斷絶したということを挙げることができる。その結果、西周王朝は山林藪澤などからの収入が減り、周王は財の再分配が出来なくなるといことが發生する。そして周王は次第にその權威を失っていくという悪循環に陥った。一方、諸侯たちは山林藪澤からの利益を自らの利益とすることで、力を蓄えていき、春秋時代の他國併合、戰國時代の七雄の出現、そして君主權の強化といったことに繋がっていくのである。

註

- (1) 日本において先秦時代の財政について考察した論考に、佐藤武敏「先秦時代の財政」(『古代史講座』五、學生社、一九六二年)があるが、殷周から春秋戰國時代の租税が中心となっている。殷代の財政については、楊昇南「商代的財政制度」(『歴史研究』一九九二年第五期)を参照。
- (2) 沈長雲「金文所見西周王室經濟」(『西周史研究』(人文雜誌叢刊)第二輯、一九八四年。同『上古史探研』中華書局、二〇〇二年所收)
- (3) 「王室經濟」等の「王室」は、研究者によっては「王家經濟」のように「王家」とも書かれる。各研究者の説を引用する際には、それぞれの研究者が使用する用語を挙げる。本稿では、金文に「王家」という言葉が確認できるため、當時の用語である「王家」を使用する。
- (4) 張磊「西周司徒與王室經濟——以司徒對山林澤牧的管理爲例」(『史林』二〇一二年第五期)
- (5) 許偉雲『西周史(增補二版)』(生活・讀書・新知三聯書店、二〇一二年)二四三頁。
- (6) 李峰『西周的政體——中國早期的官僚制度和國家』(生活・讀書・新知三聯書店、二〇一〇年)六八—八九頁。李峰氏はまた、渭河流域に位置する王畿地區の社會全體の構造を考察する際、王畿地區は王家財産・貴族財産・國家の管理する財産に分けられると指摘している。そして、王家財産は主に城市の各種宮殿・宗廟及びその郊外地區の庭園と土地により構成され、

それらは周王に「朕執事」と稱された官員によって管理の責任が負われたとする。貴族財産は郷村地区に位置する土地であるという。國家の管理する財産は、上記の王家財産・貴族の土地財産を除く、いくらかの土地が國家によって所有され、朝廷から民事官員が直接派遣されて管理がなされるという。これらの土地は西周國家の主な収入の源であり、中央政府の支出（一部は王室費用に用いることが可能）の支拂い及び國家の軍隊を支えるために用いられたと考えている。（同書一五二―一六一頁）

(7) 朱鳳翰『商周家族形態研究（增訂本）』（天津古籍出版社、二〇〇四年）三三―三三五頁。

(8) 謝乃和『周禮』「冢宰」與金文所見西周王家之宰」（『古代文明』第一期第三期、二〇〇七年）

(9) 加藤繁『漢代に於ける國家財政と帝室財政との區別並に帝室財政一斑』（『支那經濟史考證』上卷、東洋文庫、一九五二年）

(10) 宰を考察の對象としたものは、前掲注8謝乃和氏の論考の他に、松井嘉徳「宰の研究」（『東洋史研究』五四―二、一九九五年）、同「第II部第一章「王家」と宰」（『周代國制の研究』汲古書院、二〇〇二年）等がある。なお後者は前者に改定を加えたものである。

(11) 「集成」は中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成（修訂增補本）』（中華書局、二〇〇七年）、「新收」は鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』（藝文印書館、二〇〇六年）の略稱である。兩者とも以下同じ。また、それぞれの斷代を付す。

(12) ここで「奠」としている字は、羅西章「宰獸簋銘略考」（『文物』一九九八年第八期）等は別の字に隸定しており、「章」字と共に上の臣妾に繋げて讀む。この場合、「王家」の語は「臣」字から「章」にまで係ることになる。しかし、『新收』033の蓋銘を確認すると「奠」字のようである。ここでは假にこのように訓讀しておく。

(13) 康鼎の康宮について、郭沫若『兩周金文辭大系圖錄考釋』（郭沫若全集考古編第七卷、科學出版社、二〇〇二年）（以下「大系」と略す）「康鼎」は、井叔康の宮であり、周の康宮ではないと考える。阮元『積古齋鐘鼎彝器款識』（商務印書館、一九三七年）「康鼎」は康王の廟であると考えている。

康宮は、此鼎（集成2821、2822、2823・西周晚期）等のように「周康宮」と周を冠している場合と、康鼎や君夫簋（集成4178・西周中期）等のように周を冠していない場合とが両方存在している。康鼎以外にも「康宮」と書かれる事例が存在するため、ここでは周の康宮と考えておく。

(14) 尹盛平「試論金文中的「周」」（『陝西省考古學界第一屆年會論文集』考古與文物叢刊、一九八三年）。同「周文化考古研究論集」（文物出版社、

二〇一二年）所收）

(15) 佐藤信弥「西周期における芥京の位相」（『中國古代史論叢』續集、二〇〇五年）表四參照。

(16) 松井嘉徳『周代國制の研究』（前掲）九七頁。

(17) 『索隱』には「則畢、天星名」とあり、畢は星の名という。『史記』周本紀の「正義」に引く「括地志」には「文王墓在雍州萬年縣西南二十八里原上也。」「文王の墓、雍州萬年縣西南二十八里原の上に在るなり。」「武王墓在雍州萬年縣西南二十八里原上也。」「武王の墓、雍州萬年縣西南二十八里原の上に在るなり」という。文王の墓については、武王の墓の記述から「里」字と「原」字の間に「畢」字が缺けていると考えられる。畢には文王の墓所があったことが、その他、いくつかの傳世文獻で確認できるため、ここでは地名と考えておく。

(18) 松井嘉徳「宰の研究」（前掲）は、康鼎は鄭井叔康への王命をしるしており、康鼎に見える「王家」は、鄭地に所領をもつ井氏の分族鄭井叔への命令を勘案すれば、鄭に存在した「王家」を指している可能性が高いことを指摘している。しかし、康鼎では康宮において康に王家を司ることを命じているため、周の康宮の王家である可能性も捨てきれない。

(19) 松井嘉徳『周代國制の研究』（前掲）は、大克鼎（集成2888・西周晚期）の銘文で善夫克への賜物のリストのなかに「賜汝井家劉田于畷」とあり、「劉」字の解釋は分かれるが、すくなくとも構文上「劉田」にかかる「井家」は、この「劉田」がかつては井の「家」に屬していたことを示すと考える。そして、「田」すなわち不動産も「家」に屬する財であったとしている。（二〇四―一〇五頁）松井氏が「家」としている字は、銘文を確認すると「寓」字のようにも見える。また、ここで注意しなくてはならないのは、宰獸や伊が命じられた王家の管理に奴隸や百工が見えるも、「庶人」が見えないことである。庶人は當時の主要な生産者であった。王家の奴隸も土地を耕作する等の活動を行った可能性も否定はできないが、土地の耕作等が行われていたのであれば、庶人も王家の人員に追加されるのではなからうか。金文の事例からは、不動産も「家」に屬したとは確實にはいえないため、事例には加えず、今後の史料の増加を待ちたい。

(20) 朱鳳翰『商周家族形態研究（增訂本）』（前掲）三三―三三頁。

(21) 李峰『西周的政體』（前掲）七二頁。同書には、宜侯矢簋銘文の解説があり、「王人」についての言及もある。（二三五―二三八頁）

(22) 周王の「嗣」（筆者注：□には「官」「胤」「死」等の言葉が入る。）の表現をとまなう職事命令については、松井嘉徳『周代國制の研究』（前掲）一三二―一三六頁の一覽を参照。

(23) 松井嘉徳『周の國制』（殷周秦漢時代史の基本問題編集委員會編『殷周秦漢時代史の基本問題』汲古書院、二〇〇一年）は、冊命を含めた職事任命とは、「□嗣」（筆者注・□には「官」「胤」「死」等の言葉が入る。）には周王による臣下への職事命令が入る。の表現によって周王の組織化された大家計（オイコス）にかかわる具體的な職事を指示するものであったと指摘している。

(24) 林澐『關於中國早期國家形式的幾個問題』（『林澐學術文集』中國大百科全書出版社、一九九八年）

(25) 都市國家については、宮崎市定『中國上代は封建制か都市國家か』（『史林』三三一—、一九五〇年、同『宮崎市定全集』三、古代、岩波書店、一九九一年所收）、呂制國家については、松丸道雄『殷周國家の構造』（『岩波講座世界歴史』四、岩波書店、一九七〇年）参照。松丸氏は、殷周時代におけるもとも基本的な國家構造は大邑—族邑—屬邑という累層的關係であると考える。

(26) 「王畿」という言葉は漢代以降の注釋家によって使われる概念である。呂文都『周代的采邑制度（增訂版）』（社會科學文獻出版社、二〇〇六年）は、周の王室が直接統轄する行政區域であるとし、西は宗周を中心とする渭水流域・涇水流域・西洛水 downstream 及び漢水以北の地區、東は成周（現在の洛陽）を中心とする地區であったという。（一一〇頁）王畿の地域を明確に規定することはできないため、渭水とその支流を中心とする地域、その東の成周を中心とする地域と考えておく。

(27) 增淵龍夫『先秦時代の山林藪澤と秦の公田』（『中國古代の社會と國家』弘文堂、一九六〇年。同書新版、岩波書店、一九九六年）

(28) 重近啓樹『中國古代の山川藪澤』（『駿臺史學』三八、一九七六年）。重近氏は、一般山澤の管理組織について、專制君主權力の形成過程で從來、公などの領主が掌っていた管理機能は次第に專制君主の下に吸収されていったが、現地でその任に當たるのは郡・縣の地方官であろうことを指摘している。

(29) 越智重明『第二章 山林藪澤と諸侯の社』（『戰國秦漢史研究』中國書店、一九八八年）

(30) ここに挙げた他の主な山川藪澤の研究を挙げると、好竝隆司「中國古代山澤論の再検討」（中國水利史研究會編『中國水利史論集 佐藤博士還曆記念』國書刊行會、一九八一年）、越智重明『第五章 山澤』（『戰國秦漢史研究』中國書店、一九八八年）、村松弘一「中國古代の山林藪澤…人間は自然環境をどう見たのか（特集・第二〇回學習院大學史學會大會シンポジウム「歴史と環境…人と自然の關係史）」（『學習院史學』四三、

二〇〇五年）、平勢隆郎「中國戰國時代の國家領域と山林藪澤論」（松井健責任編集『自然の資源化（資源人類學六）』弘文堂、二〇〇七年。同『八鏡』とは何か）汲古書院、二〇一二年所收）等がある。

(31) 山虞は、『周禮』地官・司徒に「山虞、掌山林之政令、物爲之厲而爲之守禁。」【山虞は、山林の政令を掌る。物ごとに之が厲を爲して之が守禁を爲す。】という。

(32) 澤虞は、『周禮』地官・司徒に「澤虞、掌國澤之政令、爲之厲禁。」【澤虞は、國澤の政令を掌り、之が厲禁を爲す。】という。

(33) 『周禮』地官・司徒に「場人、掌國之場圃。而樹之果蓏・珍異之物、以時斂而藏之。」【場人は、國の場圃を掌る。而して之に果蓏・珍異の物を樹し、時を以て斂めて之を藏す。】とある。

(34) 『周禮』地官・司徒に「牧人、掌牧六牲而阜蕃其物、以共祭祀之牲牷。」【牧人は、六牲を牧して其の物を阜蕃し、以て祭祀の牲牷を共するを掌る。】とある。

(35) 『周禮』地官・司徒に「林衡、掌巡林麓之禁令、而平其守。以時計林麓而賞罰之。若斲木材、則受灋于山虞、而掌其政令。」【林衡は、林麓の禁令を巡りて其の守りを平にすることを掌る。時を以て林麓を計りて之を賞罰す。若し木材を斬れば、則ち灋を山虞に受けて其の政令を掌る。】とある。

(36) 李峰『西周的政體』（前掲）は、澆河・玄河は考證が難しいが、銘文中には明確に黄河があげられており、この地區は黄河西岸、今の渭河流域東部の合陽から韓城に至る地域であると考えている。（一〇五—一〇六頁）

(37) 「六師」は、西周金文では他に禹鼎（集成 2833、2833・西周晚期）・謁貯簋（集成 4047・西周中期）・呂服余盤（集成 10169・西周中期）・旻戒鼎（新收 124・西周晚期）などに見える。

(38) 木村秀海「六師の官構成について—蓋方尊銘文を中心にして」（『東方學』六九、一九八五年）参照。

(39) 「大」字について、白川靜『金文通釋』（白川靜著作集別卷、平凡社、二〇〇四—二〇〇五年）以下、『通釋』と略す。第二輯・二六三「南宮柳鼎」は、口形を缺くが「吳」（虞）字であると考えている。一方、陳夢家『西周銅器斷代』（中華書局、二〇〇四年）一六四「南宮柳鼎」は「大」と釋し、その下の一字は未釋である。馬承源主編『商周青銅器銘文選』第三卷（文物出版社、一九八八年）（以下『銘文選』と略す）四一六「南宮柳鼎」は、大の下の一字は明らかでないが、あるいは「大吝（友）」であり、官名ではないかとしている。

(40) 『大系』「免董」

(41) 『銘文選』二五二「免董」

- (42) 李家浩「先秦文字中的『縣』」《文史》二八、一九八七年、松井嘉徳『縣』制適及に關する議論およびその關連問題」《泉屋博古館紀要》九、一九九三年。同『周代國制の研究』汲古書院、二〇〇二年所收。
- (43) 李峰『西周的政體』(前掲) 一七二頁。
- (44) 『通釋』第二四輯一三九「散氏盤」
- (45) 迷盤等に見られる「迷」は隸定に問題のある字であり、ここでは便宜的に「新收」の表記に従った。この字及び迷盤銘については本號掲載の金文通解も参照。
- (46) 伊藤道治『中國古代國家の支配構造—西周封建制度と金文』(中央公論社、一九八七年) 一三七—一三八頁。
- (47) ある程度の大きさのある邑には虞が置かれたであろうが、規模の小さな鄙邑すべてに虞が存在したのかは不明である。
- (48) 伊藤道治『中國古代國家の支配構造』(前掲) 一二九頁。
- (49) 佐藤信弥「周秦漢代における辟雍の位相—禮樂センターと君主の苑囿の二つの機能に注目して—」《郵政考古紀要》五〇、二〇一〇年。佐藤氏は、荅京の辟雍施設は西周前々中期においては禮樂センター・周王の苑囿・王室の資源供給先の三つの役割を擔っていたことを指摘している。また、西周中々後期においては、周王室の禮樂センターとしての役割が失われ、周王の滞在地の一つにすぎなくなったが、辟雍施設の管理は維持されていたとする。
- (50) 老簋に見える「澹(池)」字については、李家浩『釋老簋銘文中的「澹」字』《古文字研究》第二七輯、中華書局、二〇〇八年) 參照。
- (51) 『通釋』第一六輯八五「適簋」によると、𨾏は聲義未詳で、字は鳥に從い、射禽の際にえたとのころあり、大池における牲禽であるから水鳥であろうという。
- (52) 沈長雲「金文所見西周王室經濟」(前掲) が王室の財源の一つとして考えているものに、微繚鼎(集成2906・西周晚期)「唯王廿(二十)又三年九月、王才(在)宗周、王命(命)微繚胤嗣九陂」【唯れ王の二十又三年九月、王、宗周に在り。王、微繚に命じて九陂を胤嗣せしむ。】の「九陂」がある。『大系』は、陂は花であり川虞・澤虞の屬に管理が命ぜられたという。しかし、「陂」は『說文』に「一曰、池也。」「二に曰はく、池なり。」といい、段玉裁の注に「陂得訓池者、陂言其外之障、池言其中所畜之水。」【陂の池と訓ずるを得るは、陂は其の外の障を言ひ、池は其の中の畜ふる所の水を言ふ。】というように、池自體ではなく池の境のことをいうようであり、山林藪澤の管理ではなく、治水などの管理とも考えられるため、事例から除いておく。
- (53) 楊寬『西周史』(上海人民出版社、一九九九年) 八四〇—八四一頁。
- (54) 木村秀海「貯」と「服」—西周時代の貯積と貢納」《關西學院史學》三六、二〇〇九年。は、「貯」は固有名詞(族徽、人名など)に使用されているものを除くと、予の假借と本義である貯積との二義しかないことを指摘している。
- (55) 方孝廉「洛陽附近的古代糧倉」《中原文物》一九八四年第一期)
- (56) 柿沼陽平『中國古代貨幣經濟史研究』(汲古書院、二〇一一年) 付表一參照。
- (57) 柿沼陽平「第一章 殷周寶貝とその「記憶」—中國古代貨幣經濟史の始原に關する「記憶」の形成—」《中國古代貨幣經濟史研究》汲古書院、二〇一一年)
- (58) 木村秀海「貯」と「服」(前掲)
- (59) 木村秀海「貯」と「服」(前掲)。木村氏によると、王畿内にいる百官や王畿の外内にいる諸侯が「職」を勤めることで王に服事するのに對し、夷蠻は「貢」を出すことで王に服事し、それは王への服事という範疇内に屬することと意識されていたという。
- (60) 木村秀海「貯」と「服」(前掲)
- (61) 吉本道雅『中國先秦史の研究』(京都大學學術出版會、二〇〇五年) には、共王期に始まる淮夷への軍事行動は、淮夷の銅資源を獲得する機会を提供することによって、王畿の諸勢力を王朝に結集することを期待したものであるとの指摘がある。(六七頁)
- (62) 朱鳳翰『中國青銅器綜論』(上海古籍出版社、二〇〇九年) 二二〇—二二一頁、六七六頁。
- (63) 間瀬收芳「中國で相いつく古銅鑛の發見をめぐって」《東洋史研究》四九—一、一九九〇年。なお、間瀬氏の言われる山師集團とは、先秦時代に銅鑛の採掘と冶煉に従事していた特殊專業集團を假に呼ぶものである。
- (64) 貝塚茂樹『中國古代史學の發展』(貝塚茂樹著作集) 四、中央公論社、一九七七年) 一四一—一四三頁。

(關西學院大學大學院研究員)